）又は	）若しくは	又は震災特例法第二十七条第四項（震災特例法第二十八条第十五項において準用する場合を含む。）、震災特例法第二十七条第十一項（震災特例法第二十八条第十七項において準用する場合を含む。）若しくは震災特例法第二十八条第十項から第十三項までの規定により益金の額に算入された金額
の規定により益金の額に算入された金額	、第六十八条の七十八第四項	含む。）、第六十八条の七十八第四項
	）又は	）若しくは
	の規定」とあるのは「の規定」	」とあるのは「含む。」

第二十四条第四十項の表租税特別措置法第六十八条の七十四第一項の項から租税特別措置法第六十八条の七十六の二第一項の項までを次のように改める。

租税特別措置法第六十八条の七十四第一項	又は第六十八条の八十五	若しくは第六十八条の八十五又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十七条から第二十九条まで
租税特別措置法第六十八条の七十五第一項及び第六十八条の七十六第一項	又は第六十八条の八十五	若しくは第六十八条の八十五又は震災特例法第二十七条から第二十九条まで
租税特別措置法第六十八条の七十六の二第一項	又は第六十八条の八十四	若しくは第六十八条の八十四又は震災特例法第二十七条から第二十九条まで

第二十四条第四十一項の表法人税法施行令第百五十五条の五第二号の項中「第十二項又は」を「）又は」に、「第十二項若しくは」を「）若しくは」に改め、同表法人税法施行令第百五十五条の五第三号の項中「第六十八条の七十八」を「第六十八条の八十五」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の百八第一項第二号の項及び租税特別措置法施行令第三十九条の百八第二項第二号の項を削り、同表租税特別措置法施行令第三十九条の百九第一項の項中「震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（連結親法人の電子情報処理組織による申告の特例）

第二十五条の二　法第三十条の二に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二の規定とする。

第三十一条の三及び第三十一条の四を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十二条の二第四項第一号の改正規定（「第九十五条」を「第九十三条、第九十五条、第百六十五条の五の三」に改める部分及び「給与所得の金額」の下に「（租税特別措置法第四十一条の三の三第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該給与所得の金額からこれらの規定による控除をした残額。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）」を加える部分に限る。）　平成三十二年一月一日

二　第二十条の次に一条を加える改正規定及び第二十五条の次に一条を加える改正規定　平成三十二年四月一日

三　第十五条第二項及び第十五条の二第二項の改正規定　平成三十二年十月一日

四　第十二条の二第四項第一号の改正規定（「第四十一条第一項」を「第十条の五の五第三項、第四十一条第一項」に改める部分に限る。）　生産性向上特別措置法（平成三十年法律第　号）の施行の日

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

2　この政令の施行の日から前項第四号に定める日の前日までの間における改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新令」という。）第十二条の二の規定の適用については、同条第八項中「、第十条の五の四第一項及び第二項並びに第十条の五の五第三項」とあるのは、「並びに第十条の五の四第一項及び第二項」とする。

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

3　この政令の施行の日から生産性向上特別措置法の施行の日の前日までの間における新令第二十二条の四の規定の適用については、同条第一項中「第六十八条の十五の八の」とあるのは「第六十八条の十五の七の」と、「第六十八条の十五の八第一項」とあるのは「第六十八条の十五の七第一項後段」と、「第六十八条の十五の八第一項後段」とあるのは「第六十八条の十五の七第一項後段」と、「第三十九条の四十七第二十七項」とあるのは「前条第二十七項」と、同条第二項中「第六十八条の十五の八第一項」とあるのは「第六十八条の十五の七第一項」とする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十九号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十三条の二第一項及び第二項、第十四条第二項、第二十八条第四項及び第十一項並びに第三十三条第二項及び第十三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第二条の二　法第十三条の二第一項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の居住者のその年分の所得税の額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する附帯税をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）の額を除く。）とする。

2　法第十三条の二第一項の規定により復興特別所得税の額から控除する金額は、前項に規定するその年分の所得税の額のみを基準所得税額（法第十条に規定する基準所得税額をいう。第四項及び次条において同じ。）として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額を限度とする。